福祉会集会所の管理運営に関する規約

第１条（管理運営責任者）

上甲子園１丁目福祉会（以下、本会という。）の会長は、本会会則 16 条 4 項に基づき本会が所有する集会所の管理運営責任者を担う。

第２条（管理人）

管理運営責任者（以下、本会会長という。）は、本会役員の中から必要に応じて管理人を選定し、集会所の日常管理業務を管理人に委任し円滑な運営管理を図ることができる。

第３条（集会所利用の目的および認可）

１．集会所は以下の目的のために利用する。営利目的の集会または行事、および政治、宗教に係わる集会または行事については、特別な事情がない限り、原則として利用を認めない。

一、本会会長の承認に基づき本会が主催する会議、集会または行事。

二、本会の会員（以下、会員という）が主催する非営利の会議、集会、親睦会、文化活動、生活・環境改善活動等のグループ活動、および誕生会やクリスマス会等の家庭行事。

三、選挙の投票所や公民館活動等の公共目的で利用する場合。

四、会員が家族の葬儀のために利用する場合。

五、その他、本会会長の承認に基づき利用する場合。

なお、本項の四について会員が集会所利用を申請する場合は、本項の三を除いて集会所の利用許可を優先する。また、本項に定めない事案については、本会会長が都度利用可否を決定する。

２．本条１項の二の行事について、参加者に非会員が含まれる場合、本会会長に事前に届け出なければならない。本会会長は、本規約第７条に基づいて集会所の利用可否および利用条件を決定する。

３．本条１項の三については本会役員会の承認に基づき利用を認める。集会所の利用料は、関連団体と協議の上、別途決定するものとする。

第４条（集会所利用の予約管理）

集会所の利用予約に関する取り決め事項を以下に定める。

１．集会所の利用は、原則として福祉会主催の定例行事を最優先とする。各部会および会員の行事は前記を考慮して利用日時を決定する。

２．集会所の利用希望者は、前項を考慮して本会会長または本会会長が指定する管理人（以下、指定管理人という。）に本規約７条に定める利用料を添えて申し込む。

３．本規約３条１項の二または四に該当する場合、原則として利用者は使用料を添えて利用申し込みを行う。使用料は利用予約日から起算して３０日以内のキャンセルは返還しない。

４．本会会長または指定管理人は、本規約３条に定める集会所の利用目的を逸脱しない範囲で利用を認め、集会所の利用が重複しないように、福祉会ホームページ等所定の予定表に速やかに案件を記載し、適切な利用管理を行う。万一、利用予約が重複する事態が生じた場合は、前記予定表に先に記載した案件を優先する。

第５条（集会所利用上の注意）

集会所の利用者は、本条に定める注意事項を遵守する。本会会長は、下記注意事項を遵守できない利用者に対して利用禁止措置を講ずることができる。

1．利用時間を厳守する。
2．集会所内は禁煙とする。
3．空調、光熱、水道等は、極力節約につとめ、退室時は各種電気機器の電源スイッチを切る。
4．備え付けの什器備品等は大切に取り扱い、必ず元の位置に戻す。
5．押しピンの利用は、指定の掲示板のみとする。
6．カラオケ等騒音を伴う利用は午後８時までとし、音量や振動に注意して行う。
7．ゴミや汚物は必ず持ち帰り始末する。
8．集会所内の整理整頓に留意し、利用後は必ず清掃を行う。
9．利用責任者は、集会所利用後に室内点検と施錠を行い、点検表と鍵を管理人に速やかに返却する。

第６条（集会所の鍵管理）

集会所の鍵管理を以下に定める。

1．本会会長は、集会所の鍵を管理人に預託して集会所の円滑な管理を図ることができる。
2．本会会長は、鍵を預けた管理人を鍵管理台帳に登録し、鍵の在り場所管理を確実に行う。
3．本会会長は、現存する合鍵を含むすべての鍵を鍵管理台帳に登録し、合鍵を無許可で作ることを禁止する。
5．鍵管理台帳に登録されていない鍵が見つかった場合は、管理運営責任者に速やかに届け出る。管理運営責任者は、未登録鍵の回収と廃棄を速やかに行う。
6．本会会長は、管理人の交代時に預けている鍵を全て回収し、当該管理人を鍵管理台帳から抹消する。

第７条（集会所利用の時間枠）

集会所利用の単位時間枠を下記のように定める。利用時間が２つ以上の枠にまたがる利用は２単位または３単位の利用料を徴収する。

１単位 利用時間枠	9時ー13時	13時－17時	17時－21時

第８条（集会所の利用料金）

1．本規約３条１項の一に該当する利用は無料とする。
2．本規約３条１項の二に該当し、参加者に非会員を含まない利用の単位利用料金はＡを適用する。
3．本規約３条１項の二に該当し、参加者に非会員を含む利用の単位利用料金は次の通りとする。
一、非会員の参加比率が５０％未満の場合は、原則としてＡを適用する。
二、非会員の参加比率が５０％以上の場合は、原則としてＢを適用する。
4．本規約３条１項の四に該当する集会所利用はＣを適用する。
5．行事企画者が、非会員の参加人数を偽って申請した場合、本会会長は、本規約に基づき利用承認後においても利用禁止または課徴金徴収の措置を講ずることができる。課徴金額は、基準額の３倍とする。
6．本条３項の二に該当する場合、給湯室内のガス設備、水道、電気等を使用する時は、給湯室利用料を徴収する。
7．集会所内における私物の保管は原則として禁止する。

第９条（音響映像機器の使用）

1．本会が所有するプロジェクター、スクリーン、スピーカーおよびアンプ等音響映像機器（以下、音響映像機器という。）は、集会所内の使用に限定する。

２．前項に係わり、集会所利用者が音響映像機器を使用する場合は、原則として使用料を徴収する。

一、本規約３条１項の二および同８条３項の一に該当する場合は、原則として１,０００円を徴収する。

二、本規約３条１項の二および同８条３項の二に該当する場合は、原則として１,５００円を徴収する

３．本条に係る音響映像機器の使用を希望する会員は、本会会長に前項に定める使用料金を添えて申し込む。

４．会員の不注意で、使用中の音響映像機器が故障または破損した場合、当該音響映像機器を使用した会員は、速やかに本会会長に連絡し、本会会長の指示に従って下記のいずれかの措置を講じなければならない。

一、修理できる場合は、修理を会員自身で行うか、または本会に修理を依頼する場合は、修理に要した費用全額を本会に支弁する。

二、修理不可能の場合は、同様の機能・性能を有する代替品を会員自身で購入し返却するか、または本会に代替品の購入を依頼する場合は、購入に要した費用全額を本会に支弁する。

５．前項において、音響映像機器を使用した会員は、故障または破損した映像機器に講ずる措置の種類について本会会長に相談し、その判断に従うものとする。

６．本条の定めに違反した場合、本会は当該会員に対して音響映像機器の使用を以後認めないものとする。

表１：集会所の利用料金

利用室		全館	大ホール	和室大(奥)	和室小(手前)	給湯室
会員のみ又は50%以内の非会員を含む会員グループの単位利用料	A	2,000円	1,200円	500円	500円	500円
50%超えの非会員を含む会員グループの単位利用料	B	3,000円	1,800円	750円	750円	750円
会員家族の葬儀・全館全日利用料	C	20,000円／１日		30,000円／2日		40,000円／３日

２０１３年　４月制定

２０１８年　３月改正

２０１９年１０月改正